

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 6 の第23号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 消防局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所 管 所 属：消防局

通 知 日：令和 6 年11月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	工事中の安全管理について改善を求めたもの ・建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第496号）建築工事編第23外部足場に関する措置に基づき、建築工事を行う部分から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、落下物による危害防止のための防護柵等を設置しなければならないが、天王寺消防署外壁その他改修工事では、一部、防護柵が設置されていなかった。 ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に基づき、建築物等の解体工事等に伴う石綿の除去作業による石綿の飛散を防止するため、石綿含有建材の除去作業については、作業員の保護具の着用等薬液等による湿潤化、飛散防止対策の設置、排水水の処理等の作業基準を遵守する必要があるが、天王寺消防署外壁その他改修工事では、一部の作業において、作業員の保護具未着用、作業場の飛散防止対策が未実施であった。 ・道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に基づき、道路において工事若しくは作業をしようとする者等は、当該場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。西消防署江戸堀出張所昇降設備改修工事では、受注者が消防署に隣接する道路において、車両を停車し、荷降ろし等の作業を行ったが、道路の使用の許可を受けていなかった。 【指摘事項】 消防局は、労働安全衛生法、その他各種法令等に基づいて作業基準等を遵守しているか確認するため、チェックリストを用いるなど、工事中の安全管理を確認する仕組みを構築し、適切に受注者を指導するよう努められたい。	工事中の安全管理について、各種法令等の遵守に関し漏れなく確認するため、各職種の施工チェックシートを用いる仕組みを構築した。 令和 6 年 9 月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、施工チェックシートの運用について説明を行い、同日から運用を開始した。 今後もチェックシートを適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和 6 年 9 月18日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	工事等の積算業務における照査の徹底について改善を求めたもの ・建築工事の積算において、徴取した見積価格に対して、調整率を二重に乗じて価格を算出していた。 ・設備工事、設備修繕の積算において、徴取した見積価格に対して、調整率を乗じた価格の端数調整の方法を誤っていた。 ・建築工事の積算において、諸経費等を算出する際に設置しない監理事務所の経費率を減していなかった。 ・設計業務委託の積算において、適用する積算基準の年版を誤ったため、改定前の経費率を使用していた。 【指摘事項】 消防局は、今回検出された不備を防ぐよう積算照査チェックリストに追加するなど、積算の照査を確実に実施する仕組みを構築されたい。	積算の照査を確実に実施する仕組みとして、今回指摘のあった項目を各職種の積算チェックシートに追加した。 令和6年9月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、積算チェックシートの見直しについて説明を行い、同日から運用を開始した。 今後もチェックシートを適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年9月18日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	工事等の設計変更について改善を求めたもの ・消防局庁舎指令情報センターその他改修工事では、工事作業員及び第三者に対して、工事区域を明確にするため、工事場所の周囲を高さ1.8メートルのガードフェンス（養生シート貼り）による立入防止施設を設置する、と設計図書に明記していたが、受注者との協議において、カラーコーン及びコーンバーに変更したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 ・消防局庁舎指令情報センターその他改修機械設備工事では、新設する空調機用冷媒配管（屋外部）の保温外装をステンレス仕上げる、と設計図書に図示していたが、受注者との協議において、溶融アルミニウム亜鉛鉄板での施工に変更したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 ・消防局庁舎機械式駐車場修繕では、修繕に伴って発生する撤去材（鉄類870kg）を産業廃棄物処分する、と設計図書に指定していたが、受注者との協議において、受注者が撤去材を有価物として処理したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 ・令和4年度経年防火水槽調査・設計業務委託（その2）では、コンクリート造防火水槽のひび割れ等の調査方法として、設計図書にインパクトエコー法による調査を指定していたが、受注者との協議において、サーモグラフィ試験による調査方法に変更したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 【指摘事項】 消防局は、設計図書で指定された施工方法等を変更する場合、設計変更が必要であることを関係職員が認識するよう、設計変更のガイドラインに定めた事務処理フローを周知徹底し、適時適切に設計変更が行われる仕組みを構築し、実施されたい。	令和6年9月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、設計変更ガイドライン及び、ガイドラインに定められた設計変更判定シートの運用並びに施工チェックシートと施工プロセスチェックシートの設計変更確認項目についても説明を行い、同日から運用を開始した。 今後も定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年9月18日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	監督業務における出来形管理及び品質管理について改善を求めたもの ・令和5年度防火水槽補強工事では、コンクリート造防火水槽内面のライニング箇所について、ディスクグラインダーによる平面研磨が不十分な状態で、シリコンシートによるライニング材貼付けを実施している工事写真が検出された。 ・消防局庁舎指令情報センターその他改修工事では、新設する間仕切り壁について、設計図書どおりに特注仕様で施工したことが確認できる出荷証明書や施工時の写真が不足していた。 ・高度専門訓練センター救助訓練施設その他改修工事では、鉄製訓練施設の塗装箇所について、さび落としが不十分な状態で塗装を実施している工事写真が検出された。 ・消防局庁舎機械式駐車場修繕では、受注者が有価物として処理した発生材（鉄類）の量を証明する書面が提出されていなかった。 ・令和4年度経年防火水槽調査・設計業務委託（その2）では、コンクリート造防火水槽の底版部健全度の判定根拠となる調査方法や写真等、報告書に記載すべき事項が不足していた。 【指摘事項】 消防局は、工事目的物等の出来形や品質の確保を図るためのチェックリストを用いるなどして、設計図書を満たしているか確認する仕組みを構築し、適切に受注者を指導するよう努められたい。	工事目的物等の出来形や品質について、設計図書を満たしているか確認するため、各職種の施工チェックシートを用いる仕組みを構築した。 令和6年9月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、施工チェックシートの運用について説明を行い、同日から運用を開始した。 今後もチェックシートを適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年9月18日
5	請負工事等の適正な検査実施について改善を求めたもの 工事等の検査においては、書類及び現場確認により、契約書に基づき、工事等の実施状況、出来形、品質等について確認する必要があるが、前記4で記載した現状のとおり、履行状況報告書（工事写真等）において、契約どおりの履行と確認できないものが提出されていたにもかかわらず、検査合格としていた。 【指摘事項】 消防局は、検査職員が検査チェックリストで確認すべき要点等を理解するよう研修を行うなど、工事等の検査を確実に実施する仕組みを構築されたい。	令和6年9月18日に、工事等の専門知識を有する技術職員から、現地検査のポイントの説明を受けるとともに、工事等の検査の品質向上を図るため、各職種の検査チェックポイントを用いる仕組みを構築した。 令和6年10月8日に開催した検査担当部署における監査指摘に係る再発防止策説明会において、現地検査のポイント及び検査チェックシートの運用について説明を行い、同日から運用を開始し、組織的な情報共有を図るため、消防局の共有サイトに掲載した。 今後もチェックシート等を適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年10月8日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
6	コンクリート造防火水槽の防水補修工法の検討について改善を求めたもの 令和5年度防火水槽補強工事の設計図書を確認したところ、防水補修に用いる表面被覆材のひび割れ追従性（要求性能）は、維持管理マニュアル、標準示方書及び防火水槽の劣化状況を調査した結果から、15ミリメートルのひび割れにも対応可能な要求性能としていた。 しかし、消防局に防火水槽の防水工法を確認したところ、表面被覆材の要求性能の根拠が整理されていなかった。 【指摘事項】 消防局は、コンクリート造防火水槽の防水補修工事の工法を選定する基準の考え方について整理されたい。 また、本監査の経過を残すなど組織的に情報を共有できるように取り組まれたい。	コンクリート造防火水槽の防水補修工事の工法等の根拠を整理し、令和6年9月18日に「防火水槽の補強・補修工事について」を作成した。 また、組織的な情報共有を図るため、消防局の共有サイトに掲載した。	措置済	令和6年9月18日